

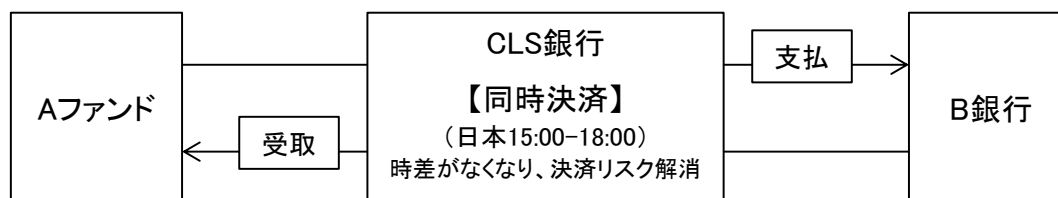
【ご案内】 信託ファンドにおける外国為替取引のCLS決済への移行

■導入の経緯

- ・ 過去の大規模な決済事故を受け、CLS銀行による同時決済、バーゼル銀行監督委員会での決済リスク削減指針の策定など、外為取引の決済リスク削減に向けた国際的な検討・取組みが行われてきました。
- ・ わが国においても、金融庁の金融行政方針にて外為決済リスク削減を推進していく方針が示され、関係者間での検討を経て、CLS決済を利用するための本格対応が開始しています。
- ・ 運用会社は、信託ファンドについて、各信託銀行で検討されているCLS決済導入に伴うコスト等を踏まえつつ本格導入の対応検討を進め、2019年10月～2021年3月の間に準備が整い次第、段階的に導入を開始する予定です。

■CLS決済の概要

- ・ CLS決済(Continuous Linked Settlement)とは、外為取引で売買した2つの異なる通貨を、CLS銀行※1において同時に受け渡すPVP(Payment Vs Payment)方式※2の決済方法です。
- ・ CLS決済を利用することで、外為取引における決済リスク※3の削減を図ることが可能となり、国際的な潮流である金融市場インフラの整備・推進及び資産運用の高度化に繋がるなどの観点から、世界各国において段階的に導入が進んでいます。



※1 外為取引における決済リスク削減を目的に、世界各国の主要金融機関が出資して2002年に設立・稼働開始。決済専門銀行として多通貨同時決済サービスを提供しています。

※2 多通貨同時決済をいいます。CLS銀行を利用したCLS決済は、PVP方式の一種になります。

※3 外為取引において、一方の当事者が売渡通貨を支払ったにもかかわらず、取引相手方の破綻等により、買入通貨の元本総額を受け取れず、損失を被るリスクをいいます。双方の決済市場間では時差が存在し、支払と受取にタイムラグが生じることから、外為業者破綻等の際に当該リスクが顕在化するおそれがあります。

■弊社の対応方針

- ・ 弊社が運用を行う信託ファンドでは、フィデューシャリー・デューティーの観点及び弊社が順守表明した「グローバル外為行動規範」※4に則り、下記の例外ケースを除き原則CLS決済を導入する方針です。
 - ①実質的に外為決済リスク削減が図れているファンド(弊社で為替ヘッジのみを実施しているファンド等)
 - ②カストディアン側の事情等で技術的に導入が不可能なファンド
 - ③直接投資のファンド等でお客様が非導入の意向を示されたファンド
 - ④その他、導入しないことに合理的な理由があるファンド
- ・ 三井住友トラスト・アセットマネジメント(SuMiTAM)への運用再委任ファンドは、弊社と同じ方針で対応します。各合同口の導入有無については、後日改めてご案内いたします。また、直接投資のファンドのお客様については、別途改めて担当者よりご案内いたします。
- ・ SuMiTAM以外の運用再委任ファンドは、運用会社宛導入方針を確認のうえ対応を行います。

※4 法令ではないが、バイサイドを含むホールセール関係者が順守すべき市場取引のルール。国際決済銀行(BIS)市場委員会にて策定され、2017年5月に最終版が公表。